



△道路行政に關係ある法律
命令・訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は留意
なく質問あらん事を望む

訓令、通牒

内務省訓第九七三號

各 地 方 長 官

現内閣施政方針ニ就テハ曩ニ聲明セル所ニヨリ各位ノ既ニ
諒知セラルル所ナルヘキモ今日ノ時局ヲ匡救シ以テ國民生
活ノ安定ヲ圖ルニハ中央地方共ニ一大英斷ヲ以テ財政整理
ヲ敢行スルニアラサレハ到底其ノ目的ヲ達シ難シ依ツテ地

法 令

方債ノ許可ニ就テハ當分ノ内左記ノ方針ニ依ルコトトシ尙
委任許可債竝不要許可債ニ就テモ此ノ方針ニ準シ措置セシ
ムルコトニ決定セルヲ以テ之カ實行ニ遺憾ナキコトヲ期セ
ラルヘシ

記

一 新規事業ニ付テハ災害豫防及復舊事業並失業救濟事業
ノ如キモノニシテ眞ニ緊急避クヘカラサルモノノ外之ヲ
許可セサルコト

二 既ニ起債ノ許可ヲ爲シタル事業ト雖極力之カ打切又ハ
繰延ヲ實行セシムルコト

右訓令ス

昭和四年七月十六日

内務大臣 安 達 謙 藏
大藏大臣 井 上 準 之 助

◎既許可地方債ニ關スル件依命通牒

（昭和四年七月二十七日内務省地秘第五三號北海道廳
長官府縣知事宛内務省地方局長大藏省理財局長通牒）

地方債ニ關シテハ別ニ訓令ノ次第モ有之候處道府縣市町村等公共團體ニ於テ施行スル事業ニ要スル既許可債ニ付當分ノ内左記ノ通措置セシムル様決定相成候條御了知相成度

記

- 一 既許可地方債ニ付借入ノ承認ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ事業ノ打切又ハ五割以上ノ削減若クハ繰延ヲ行フコト
- 二 災害復舊事業（震災復興事業ヲ含ム）ニシテ眞ニ已ムヲ得サルモノハ前項ノ適用ヨリ除外スルコト

三 既ニ借入ラテ了シタル事業ニ付テモ前各項ニ準シ出來得ル限り事業ノ打切又ハ縮少ヲ行ヒ其ノ結果受入公債金ニ不用額ヲ生シタルトキハ速ニ之ヲ期限前ニ償還スルコト

内務省訓第一〇〇四號

北海道廳長官

府 縣 知 事

現下ノ時局ヲ匡救シテ我國財政經濟ノ堅實ナル發達ヲ庶幾セムトスルニハ中央財政ト併セテ地方財政ノ一大整理緊縮

ヲ斷行シ國民ノ消費節約ヲ促進シ民間經濟ノ整理ヲ企圖スルヨリ急ナルハ無シ依テ今後左記要綱ニ準據シ地方財政ノ整理緊縮ヲ圖ルニ最善ノ努力ヲ致サルヘシ
右訓令ス

昭和四年七月二十九日

内務大臣 安 達 謙 藏

大藏大臣 井上準之助

記

第一 道府縣昭和五年度當初豫算ハ特別ノ事情ナキ限り左記諸號ニ據リ極力整理緊縮ヲ加ヘテ之カ編成ヲ爲シ以テ其ノ豫算額ヲ昭和四年度當初豫算額ニ比シ少クトモ一割五分減トスルコト

- 一 各費目ニ亙リ整理節約ヲ行ヒ極力其ノ減額ヲ期スルコト
- 二 新規ノ施設ハ之ヲ計畫セサルコト
- 三 既定ノ計畫ニ係ルモノニ在リテモ（繼續費タルト否トヲ問ハス）之カ打切、中止、減額又ハ繰延等ヲ實行

スルコト

四 年度内所要經費ニシテ豫見シ得ヘキモノハ洩レナク

之ヲ當初豫算ニ計上スルコト

五 課税ニ付テハ昭和四年度ノ程度以下ニ止メ之カ新設

又ハ増徴ヲ避クルコト

六 地方債ニ付テハ本年七月十六日內務省訓第九七三號

ニ依ルコト

第二 道府縣豫算ノ追加ハ昭和四年度及昭和五年度共眞ニ

緊切差措キ難キ事情ノ生セサル限り之ヲ避ケ(財源ノ存

スル場合ト雖)以テ整理緊縮ノ趣旨ヲ徹底シ其ノ追加ノ

已ムヲ得サル場合ニ於テハ前項ノ趣旨ニ準シ措置スルコ

ト

第三 道府縣昭和四年度既定豫算ノ實行ニ關シテモ第一項

ノ趣旨ニ準シ措置スルコト

第四 市町村豫算ノ編成並實行ニ關シテモ前三項ノ趣旨ニ

準シ措置スルコト

第五 整理ノ結果歳入ニ餘裕ヲ生スル場合ニ於テハ起債額

ノ減少ヲ圖リ尙剩餘アルトキハ舊債ノ償還ヲ爲シ又ハ課
税ノ輕減ヲ圖ルコト

◎地方財政整理緊縮ニ關スル件依命通牒

(昭和四年七月二十九日內務省發地第五十三號)
號府縣知事宛內務次官大藏次官依命通牒

今回閣議ノ決定ヲ經テ內務大藏兩大臣ヨリ標記ノ件ニ關シ
訓令相成候ニ就テハ能ク其ノ趣旨ノ存スル所ヲ體シ左記各
號ノ事項ニ付キ深ク留意シ以テ整理緊縮ノ實効ヲ舉クルニ
萬遺憾無キヲ期セラレ度

記

- 一 緊急差措キ難キモノニ非スシテ單ニ利便ヲ増スニ止マ
ルカ如キ施設ハ繼續費タルト否トヲ問ハス出來得ル限り
打切・中止減額又ハ繰延等ヲ行フコト
- 二 勸業教育等ニ關スル施設ニシテ必要ノ時期ヲ經過セル
ニ拘ラス尙之ヲ繼續スルカ如キモノハ此際之カ廢止ヲ斷
行スルコト
- 三 廳舎學校等ノ増築改築ハ堪ヘ得ル限り之ヲ見合セ其ノ

増改築ノ已ムヲ得サル場合ニ在リテモ地方ノ實情ニ應シ
建物設備等專ラ實用ノ程度ヲ超エサルコト

四 補助費、獎勵費等ハ嚴密ナル審査ヲ遂ケ緩急ヲ圖リテ
打切又ハ削減ヲ行フコト

五 補助費獎勵費等ヲ財源トスル事業ニシテ豫定ノ補助費
獎勵費等ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタルトキハ特別ノ
事由ナキ限り當該事業ノ打切、中止、減額又ハ繰延ヲ行
フコト

六 國ト府縣トノ連帶支辨ニ屬スル警察費ハ特ニ其ノ支途
ヲ精査シテ極力節約ヲ圖ルコト

七 人件費ニ付テモ初任給並増俸ノ時期及其ノ額等ニ留意
シ相當節約ヲ圖ルコト

八 工事ノ竣成其ノ他諸般ノ機會ニ於テ濫ニ饗應接待ヲ爲
シ又ハ記念品ノ類ヲ配付スル等會合儀式ニ伴フ冗費ノ支
出ハ嚴ニ之ヲ廢止スルコト

九 各種ノ運動、視察又ハ諸會合等ノ爲各地ニ出張シ徒ニ
旅費視察費等ヲ支出スルカ如キハ之ヲ避クルコト

十 濫ニ各種ノ委員、囑託又ハ調査會等ヲ設置シ調査費等
ノ經費ヲ支出セサルコト

十一 國費ニ於テ整理セラレタルモノヲ地方費ニ移シ以テ
整理緊縮ノ實ヲ失ハシムルカ如キハ嚴ニ之ヲ避クルコト

十二 地方費ニ於テ整理セラレタルモノヲ協議費ト爲シ又
ハ各種團體ノ豫算ニ移シ以テ整理緊縮ノ趣旨ヲ汲却スル
カ如キコトナキヲ期スルコト

十三 當初豫算編成當時豫見シ得ヘキ年度内所要經費ヲ追
加豫算ニ計上スルカ如キコトナキヲ期スルコト

質 疑 應 答

問 瓦斯事業法に依る瓦斯管路を道路法に依る道路に埋
設せむとする場合は、大正九年七月内務省訓令第十號第九
條に規定の次第も有之且又瓦斯事業法第六條第一項に「瓦
斯事業者ハ河川、溝渠、道路、橋梁、堤防其ノ他公共ノ用
ニ供セラル、土地ニ導管ヲ施設スル必要アルトキハ其ノ效

用ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ管理者ノ許可ヲ受ケテ之ヲ使用スルコトヲ得」とあり當然道路占用を願出で道路管理者の許可を受けざるべからざるものと被解候も、同條第四項に「前三項ノ規定ハ道路法ニ依ル道路及其ノ他附屬物……ニ關シテハ之ヲ適用セス」とあるに依り、行政官廳の許可を受けずして道路に瓦斯管路を埋設し得るものと解し差支無之候哉。(北海道札幌市齋藤氏夫)

答 設問の場合には道路管理者の許可を受くることを要するけれども瓦斯事業法第六條第四項に道路法に依る道路に關しては之を適用せざる旨を規定せる以上、同條第一項の規定に基くのではなくて、道路法第二十八條の規定及び其の附屬命令に根據を有するのである。更に詳説すれば、瓦斯事業法第六條には其の第二項に於て、「前項ノ管理者正當ノ事由ナクシテ前項ノ許可ヲ拒ミタルトキハ主務大臣ハ瓦斯事業者ノ申請ニ依リ前項ニ規定スル使用ヲ許可スルコトヲ得」と規定し、第三項には瓦斯事業者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ使用料ヲ納ムヘキことを規定し、而して同法施行令第二條第一項に「瓦斯事業法第六條第三項ノ規定ニ依リ事業者ノ納付スヘキ使用料ハ同條第一項ノ管理者之ヲ定ム」旨を規定し第二項には更に進んで「管理者不相當ナル使用料ヲ定メタルトキハ主務

大臣ハ瓦斯事業者ノ申請ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得」と規定して居る。電氣事業に關しても電氣事業法第九條第一項乃至第三項に於て之と殆んど同様の事を規定して居る。何れも之等公共的事業保護の爲當然の規定であるが、瓦斯事業法に於ては前掲の如く第六條第四項に道路法に依る道路に關しては之を適用せざる旨を規定し、電氣事業法には之に相當する規定を缺いて居るが其の代り道路法第六十三條第十二號に電氣事業法第九條ノ規定ハ道路法ニ依ル道路ニ關シテ之ヲ適用セサル旨を規定して居るから結局兩者共等しく道路法の道路に關しては適用されぬことになつて居る。

といふのは道路の占用に關しては、道路法第二十八條の規定があつて、道路管理者は之に據り交通を妨げざる限度に於て道路を占用せしめ得るばかりでなく同法第二十九條其他に瓦斯事業法第六條第二項第三項(電氣事業法第九條第二項三項)に相當する規定があり敢て他法令の適用を俟つ必要がない、加之道路の占用に關しては直に道路法の規定に據らしむるのが施設物其の物が一般公共性を有する道路の本質上最も適當だからである。即ち右不適用の規定は何れも問者の意見のように瓦斯管路埋設(又は電線路施設)の爲には道路法に依る道路は之を許可を受けずして占用し得るとの法意ではなく、反對に道路法に依る道路を占用する場合には瓦斯事業法(又は電氣事業法)の適用を排除し、専ら道路法の規定に依つて規律せむとするものである。(小坂登)